

ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
◎一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00
◎ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)		
◎自立支援・家計相談		
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00
◇不動産相談	毎月第3水曜	
◎障害児者相談	毎月第3木曜	
保険・年金相談	毎月第4水曜	
◎女性相談	毎月第4金曜	
*法律相談	毎月第2金曜	

◇奇数月は司法書士が応相談。

◎電話による相談も可。

*法律相談は予約制。月初めから受付。
無料での相談は一人1回です。

障害者虐待防止相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ 竹原市障害者虐待防止センター

☎ 24-6007

人権相談

差別、いじめ、嫌がらせ等、人権に関する相談を受け付けます。

日時 10月19日（水） 9時～12時

場所 人権センター

問い合わせ 東広島竹原人権擁護委員協議会

☎ 082-423-7752

高齢者総合相談・介護家族相談

相談内容	曜日	時間
高齢者総合相談	月～金	8:30～17:00 (土・日曜日は、要望により対応)
介護家族相談会	偶数月の 第3火曜日	13:30～15:00

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ 地域包括支援センター ☎ 22-5494

いのちのホットライン竹原

場所 ふれあい館ひろしま（中央2-4-3）
9時～18時

※10/16（日）は休館します。

問い合わせ いのちのホットライン竹原

☎ 22-9102

出張年金相談

日時 10月12日（水）10時～15時30分

場所 福祉会館2階会議室

※相談は予約制です。

※10月7日（金）12時までに要申し込み。

申し込み・問い合わせ 呉年金事務所

☎ 0823-22-1691

県民相談

行政関係相談、交通事故に関する相談、相続や離婚など家族に関する相談、近隣トラブル相談などを受け付けます。

日時 第2木曜日

10時～12時、13時～16時

場所 広島県東広島庁舎1階（東広島市西条昭和町13-10）

問い合わせ 西部地域県民相談室東広島支所

☎ 082-422-6911

消費生活相談室便り

～コインパーキングの料金表示はしっかり確認しましょう～

〈相談内容〉

「24時間最大1,000円」と表示されているコインパーキングに3日間駐車した。料金は3,000円だと思っていたが、精算時の料金は8,000円以上だった。出庫できないため仕方なく支払い、すぐに電話で抗議したところ、「最初の24時間が1,000円で、その後は通常料金だ」と言われ納得できない。

〈アドバイス〉

コインパーキングは比較的小さな土地でも設置できるため都市部において多く見られ、消費者にとっては便利で身近なものになっています。

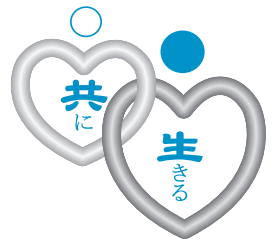
しかしコインパーキングの表示に関するトラブルは年々増加し、「一日最大〇〇円」と表示されているのに24時間を越えると料金体系が変わり、

想定以上の料金を請求される、などの事例が見られます。

これは、セールスポイントである価格やサービス内容の書かれた看板などが目立つ一方で、サービス提供の際に誤解を招きやすい制約、例外の条件の文字が小さかったり、見えにくかったりすることが一因と思われます。

利用する場合には、看板などに大きく表示されている内容だけを鵜呑みにするのは避けましょう。トラブルにならないためにも、利用前に入り口や精算所付近に書かれている詳細な条件によく目を通すことがポイントです。

相談窓口 おかしいな、困ったなと思ったら、消費生活相談室にご相談ください。☎ 22-6965



住民協働のまちづくり

協働を進めていくためには

協働の取組を進めるにあたっては、次の5つの原則があります。

①お互いが対等な立場で合意形成し、それぞれの役割に応じた義務と責任を果たす
「対等の原則」

②お互いの自主性を尊重し、自立した存在として協力する
「自立の原則」

③お互いの特性を理解し合い、尊重し、協力する
「相互理解の原則」

④お互いに目的を達成しようという気持ちを共有し、合意形成を図りながら取組む
「目的共有の原則」

⑤公平・公正であると同時に透明性を確保し、積極的に情報公開を行う
「透明性の原則」

協働を進めていくためには、これらの5原則を踏まえ、みんなが対等であるということとを前提として、それぞれの特性や個性を、お互いに理解し尊重しながら、目的を共有して物事を決めて実行することが大切です。

市の協働のまちづくりの取組は

市では、「プラン」の方針

最近では、広く日常的に使われるようになりましたが、本来どのような意味をもつのでしょうか。
市では平成17年に「竹原市協働のまちづくり推進プラン」(以下「プラン」という。)を策定し、「住民や市民活動団体、行政がパートナーシップを築きながら、共通の目的のためにそれぞれの得意分野を活かして、ともに知恵や汗を出し合いながら力を合わせて活動すること」を定義として、協働によるまちづくりを積極的に推進しています。

の一つとして「新しい地域コミュニティの充実」を重点目標に掲げ、住民自治組織(自治会などの地縁団体が連携・協力するネットワーク組織)の活動の支援を行って来ます。市内全17地区で組織が設立され、地域の課題解決や将来像の実現に向け、住民と行政がいつしよになりまちづくりに取組んでいます。

協働のまちづくりの成果は

これまでの活動により、次のような成果がありました。
①各地区での活動を通して課題解決、あるいは魅力づくりが進んだ。
②各地区の取組が市内に波及し、少しずつ意識が変わってきた。
③交流が広がり、自治会の枠を超えてお互いが交流できた。
④活動をすることで自治意識が高まった。



誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けて

地域のことは、そこに住むみなさんが一番良く知っています。こんな地域にしたいという「思い」を実現する最も適切な方法を知っているのも住民のみなさんです。

地域で困っていることがある時、まず地域で何ができるか考えてみましょう。

住民のみなさんがお互いに理解し、役割分担をしながら、住民協働のまちづくりを進めることで、地域が住みよくなり、地域への愛着が増し、地域全体の価値を高めることができます。

住民と行政がお互いに「思い」を共有し、誰もが安心して暮らせる住み良い竹原市を作っていきます。

行政相談週間

10月17日(月)～23日(日)

国の行政についての苦情や意見・要望を解決するとともに、行政運営の改善につなげています。お気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守ります。

竹原市行政相談委員

黒崎 耕二(忠海中町 ☎ 26-0607)



行政相談委員による行政相談所の開設

日時 10月20日(木)

10時～15時

場所 市民館3階第8・9会議室

問い合わせ

中国四国管区行政評価局

☎ 082-228-6173

